

会長選挙規程

一般社団法人 日本金融・証券計量・工学学会

(目的)

第1条 一般社団法人日本金融・証券計量・工学学会（以下「この法人」という。）の会長の選挙については、定款第24条の項目のほか、この規程による。

(会長候補者の推薦)

第2条 会長は、(1)代議員会の推薦した候補者、(2)20名以上の個人正会員の推薦を受けた候補者、もしくは(3)その他の個人正会員の中から選出する。

2 前項(1)(2)の候補者については、本人の同意を必要とする。
前項(1)(2)の候補者については経歴・業績等の個人情報公開するものとする。

(被選挙権および選挙権)

第3条 会長の被選挙権者は、選挙年の1月末日現在、この法人の個人正会員でなければならない。

2 会長の選挙権者は、選挙年の1月末日現在、この法人の個人正会員ないし名誉会員でなければならない。

(選挙管理委員会)

第4条 会長は、次期会長の選挙を公正かつ円滑に推進するため、選挙年度の2月末までに選挙管理委員会の委員として、正会員の中から2名以上を委嘱する。選挙管理委員は新会長候補以外の者に委嘱する。

2 選挙管理委員会は、投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票日の翌日とする。

3 選挙管理委員会は、選挙管理委員名での選挙実施通知書、投票用紙および投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。投票用紙にはこの法人の印を押印する。

4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。

5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに会長に報告する。

6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人

に当選の告知を行い、就任を要請する。

(選挙方法)

- 第5条 投票期間は、投票用紙発送から約1ヶ月間とする。
- 2 投票は、無記名とし、個人正会員1名の氏名を記入する方法等による。
 - 3 同一選挙人が1人の被選挙人に対し複数の投票を行うことはできない。
 - 4 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

- 第6条 選挙管理委員会は、有効投票数のうち過半数を獲得した候補者を当選者（以下、「被選会長」という。）とする。

(新会長の選任)

- 第7条 新理事は、改選後初回理事会において、第6条において被選会長として当選した者を新会長として選任する。

以上